

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)に係るQ&A集(稲沢市版)

| 番号 | 質問  | 回答  | 発出日   |
|----|---|---|-------|
| 1  | 【対象サービスについて】<br>この取扱いが適用されるサービスを教えてください。                        | (通所系サービス)<br>通所介護<br>通所リハビリテーション<br>地域密着型通所介護<br>認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護<br><br>(短期入所系サービス)<br>短期入所生活介護<br>短期入所療養介護   | 6月25日 |
| 2  | 【対象期間について】<br>この取扱いが適用される期間を教えてください。                            | 6月サービス提供分から算定可能となり、適用終了日は、現時点では未定です。<br>※ 5月以前のサービス提供分は対象ではありません。<br>※ 6月サービス提供分から対象とする場合は、6月サービス提供分の給付費請求までに同意取得する必要があります。   | 6月25日 |
| 3  | 【介護支援専門員との連携について】<br>この取扱いを適用する際の「介護支援専門員と連携」とは、具体的に何をすればいいですか。 | 【稲沢市見解】<br>「介護支援専門員と連携」とは、次の2つの連携を指します。<br><br>○ 事前の連携<br>介護支援専門員は、当該取扱いを適用する介護サービス事業者からの求めに応じ、利用者のサービス利用状況(①、②)について情報提供してください。<br>① 利用者負担額の把握(区分支給限度基準額等)<br>② 対象サービスの利用状況<br>なお、区分支給限度基準額の取扱いに変更はありませんので、超過分(全額自己負担分)が発生しないよう算定回数を調整するなど十分に留意してください。また、対象サービスを複数利用している場合は、自己負担額が過大となる恐れがあるため、介護サービス事業者は利用者からの同意を得る際にその旨を説明し、必要に応じてサービス事業所間で調整してください。<br><br>○ 事後の連携<br>介護支援専門員は、介護サービス事業所が利用者から同意を得たことを確認し、通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図り、サービス利用実績をサービス利用票におけるサービス内容及び給付管理票に反映させてください。<br><br>なお、利用者への説明及び同意取得は、介護サービス事業者が行ってください。<br>また、介護支援専門員は、利用者から当該取扱いについて質問があった場合は、当該取扱いが臨時的なものであることを説明し、算定にあたっては任意同意であることを申し添えてください。 | 6月25日 |

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)に係るQ&A集(稲沢市版)

| 番号 | 質問  | 回答   | 発出日   |
|----|---|--|-------|
| 4  | <p>【利用者からの事前の同意について①】<br/>この取扱いを適用する際の「利用者からの事前の同意が得られた場合」とは、具体的に何をすればいいですか。</p>  | <p>【稲沢市見解】<br/>介護サービス事業者は、介護支援専門からの情報提供をもとに、利用者に対して次の内容を<b>文書で説明し</b>同意を得てください。<br/>① 算定の経緯(第12報における臨時的な取扱いの内容)<br/>② 算定の根拠(新型コロナウイルス感染症への具体的な感染防止対策の内容)<br/>③ 算定の期間(※終了日を定めない場合は「臨時的な取扱いを終了するまで」とする。)<br/>④ 算定の方法と利用料(※自費負担料金増額分をわかりやすく記載する。)<br/>⑤ 任意同意</p> <p>なお、同意取得は「サービス提供前」に行うことが本来ですが、当該取扱いにおいては、「給付費請求前」及び「サービス利用料請求前」までに同意取得することで、サービス提供後でも遡って算定が可能となります。<br/>また、<b>利用者保護の観点並びに利用者と事業所間でのトラブルを未然に防止する観点から、原則として、同意は書面(署名又は記名押印)により行ってください。</b></p> | 6月25日 |
| 5  | <p>【利用者からの事前の同意について②】<br/>この取扱いを適用する際の利用者への事前の同意について、平成26年4月1日付厚生労働省老健局振興課ほか事務連絡「平成26年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて」の【対応の例】による方法をとることはできますか。</p> | <p>【稲沢市見解】<br/>当該取扱いは、利用者個々から同意を得ることを要件として算定を認めるものであり、介護報酬改定にはあたらないため、同事務連絡の【対応の例】による方法は適切ではありません。<br/>なお、利用者への通知文(説明内容)等において、当該取扱いを「介護報酬改定等による強制的なもの」と誤認させた場合や任意同意であることを説明せずに同意取得した場合は、その同意は適切な方法により取得したものと認められませんので、十分に注意してください。</p>   | 6月25日 |
| 6  | <p>【利用者からの事前の同意について③】<br/>この取扱いを適用する際の利用者への事前の同意について、通知文を作成せずに口頭による説明とすることはできますか。</p>   | <p>【稲沢市見解】<br/>利用料については、通常、契約書において「別紙に定める」とし、その利用料を変更する場合は「文書で通知する」と規定しているものと思われますので、口頭による説明のみで利用料を変更する方法は適切ではありません。</p>   | 6月25日 |
| 7  | <p>【利用者からの事前の同意について④】<br/>この取扱いを適用する際の利用者への事前の同意について、通知文を作成し口頭による同意確認とすることはできますか。</p>   | <p>【稲沢市見解】<br/><b>利用者保護の観点並びに利用者と事業所間でのトラブルを未然に防止する観点から、原則として、同意は書面(署名又は記名押印)により行ってください。</b><br/>なお、厚生労働省回答に従って、書面以外の方法で同意を得た場合は、「説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名」を遺漏なく記録・保管してください。</p>  | 6月25日 |

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)に係るQ&A集(稲沢市版)

| 番号 | 質問  | 回答   | 発出日   |
|----|---|--|-------|
| 8  | 【利用者からの事前の同意について⑤】<br>この取扱いを適用する際の利用者への事前の同意について、月途中で同意を得た場合であっても、月の初日に遡って算定することはできますか。                       | 【稲沢市見解】<br>利用者への通知文(説明文書)等において、期間(何月分のサービス提供分から対象とするか)を明記し、同意を得た場合は、算定可能です。  | 6月25日 |
| 9  | 【利用者からの事前の同意について⑥】<br>この取扱いを適用する際の利用者への事前の同意について、区分支給限度基準額を超え全額自己負担額が発生する場合、利用者から同意を得ていれば算定することはできますか。        | 【稲沢市見解】<br>利用者への通知文(説明文書)等において、利用料(全額自己負担額がいくら発生するか)を明記し、同意を得た場合は、算定可能です。<br>なお、全額自己負担が発生した場合の説明をせずに利用者から同意を得た後に、急なサービス利用等で区分支給限度基準額を超え全額自己負担が発生した場合には、その同意は適切な方法により取得したものとは認められませんので、十分に注意してください。   | 6月25日 |
| 10 | 【利用者からの事前の同意について⑦】<br>この取扱いを適用する際の利用者への事前の同意について、利用予定に基づき利用料を説明したものの、利用実績が予定と異なり、説明内容に差異が生じた場合でも算定することはできますか。 | 【稲沢市見解】<br>利用者への補足説明文(当該取扱いで利用料がいくら変わったか)を作成し、サービス利用料の請求に合わせて通知した場合は、算定可能です。<br>なお、利用者への通知文(説明文書)等において、利用料(増額分)は利用状況により変動する場合があること及びその増額幅(範囲)を予め説明し、同意を得ている場合、当該範囲内であれば補足説明文は不要です。   | 6月25日 |
| 11 | 【感染防止対策について①】<br>この取扱いを適用する際の「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応」とは、具体的に何をすればいいですか。   | 【稲沢市見解】<br>令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」における「社会福祉施設等(通所・短期入所等のサービス)における感染防止に向けた対応について」等に基づき、通常のサービスに加えて、次の内容のサービスを提供・取り組みを徹底し、対応状況等を適切に記録・保管してください。<br><br>【基本的な感染防止に向けた取り組みの例】<br>○ 事業所／職員における取り組み<br>・ 利用者リスト、ケア記録、勤務表、来所者リスト等の記録整備<br>・ 継続してサービスを提供するための衛生用品の確保<br>・ 職員の体温計測、マスクの着用、手洗い、アルコール消毒等の徹底<br>・ 職員の職場外での感染拡大予防の徹底<br><br>○ 利用者ケアにおける取り組み<br>・ 利用者の体温計測、体調管理の徹底及び代替サービス確保のための連絡調整<br>・ 密閉空間を避けるための頻繁な換気の実施<br>・ 密集場所を避けるための利用調整(人数を減らす、時間をずらす等)<br>・ 密接場面を避けるための距離の確保(利用者同士の距離への配慮、マスク着用等)<br>・ 共有物の利用ごとの消毒、利用者の手指消毒の徹底<br>・ 3密を避けるための送迎方法の見直し | 6月25日 |

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)に係るQ&A集(稲沢市版)

| 番号 | 質問  | 回答   | 発出日   |
|----|---|--|-------|
| 12 | <p>【感染防止対策について②】<br/>この取扱いを適用する際の「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応」について、感染防止対策の必要がない事業所は、この取扱いは適用されますか。</p> | <p>【稲沢市見解】<br/>当該取扱いは、通所系サービス事業所・短期入所系サービス事業所における通常のサービスに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために進めている様々な取り組みにより、サービスの質・量が向上したことを報酬の増加によって評価するものです。そのため、「感染防止対策の必要がない事業所」及び「感染防止対策を徹底してサービスを提供していない事業所」は、当該取扱いの適用対象ではありません。</p>        | 6月25日 |
| 13 | <p>【算定について①】<br/>感染防止対策は事業所全体で実施しており、利用者間での公平性を保つため、事業所として一律にこの取扱いを適用することはできますか。</p>            | <p>【稲沢市見解】<br/>当該取扱いは、感染防止対策を徹底してサービスを提供する通所系サービス事業所・短期入所系サービス事業所が介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合に限り算定を認めるものですので、一律に適用することはできません。事業所における様々な感染防止対策によるサービスの質的向上を報酬の増加によって評価するという仕組みを丁寧に説明し、同意を得られた利用者についてのみ算定してください。</p> | 6月25日 |
| 14 | <p>【算定について②】<br/>生活保護受給者や高額介護サービス費支給対象者で自費負担が増額しない場合に、利用者の同意なしにこの取扱いを適用することはできますか。</p>          | <p>【稲沢市見解】<br/>当該取扱いは、利用者からの事前の同意が得られた場合に限り算定を認めるものですので、利用者の同意なしに適用することはできません。</p>   | 6月25日 |
| 15 | <p>【算定について③】<br/>この取扱いの適用にあたって、利用者負担増額分を事業者が負担することはできますか。</p>                                   | <p>【稲沢市見解】<br/>当該取扱いは、利用者負担の増額(実質的に増額しない場合を含む。)を利用者自身が理解し、同意が得られた場合に限り算定が認められるものですので、利用者負担増額分を事業者が負担することはできません。</p>  | 6月25日 |
| 16 | <p>【算定について④】<br/>この取扱いの適用にあたって、区分支給限度基準額を超過する場合は、超過分は全額自己負担となりますか。</p>                          | <p>【稲沢市見解】<br/>お見込みのとおりです。<br/>なお、当該取扱いを適用することで、自費負担が過大となり、サービス利用に支障をきたすような事態を把握した場合は、介護支援専門員と介護サービス事業者で連携し、当該取扱いを適用しないようにするなど特段の配慮が必要です。</p>  | 6月25日 |
| 17 | <p>【算定について⑤】<br/>この取扱いの適用にあたって、自費負担が増額することでサービス利用に支障がでてしまう場合は、サービス利用回数を減少させるなどの対応が必要ですか。</p>    | <p>【稲沢市見解】<br/>当該取扱いを適用することで、自費負担が過大となり、サービス利用に支障をきたすような事態を把握した場合は、介護支援専門員と介護サービス事業者で連携し、規定より少ない回数を算定するよう調整又は当該取扱いを適用しないようにするなど特段の配慮が必要です。<br/>利用者の生活状況を適切に把握し、当該取扱いによってサービス利用回数を減少させることがないよう個別に判断してください。</p>          | 6月25日 |

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)に係るQ&A集(稲沢市版)

| 番号 | 質問  | 回答   | 発出日   |
|----|---|--|-------|
| 18 | 【算定について⑥】<br>この取扱いの適用にあたって、区分支給限度基準額を超過しないように、規定より少ない回数を算定するなど調整することはできますか。                               | 【稲沢市見解】<br>お見込みのとおりです。<br>なお、区分支給限度基準額を超過していない場合でも、緊急的にサービスを利用することができるよう調整している場合も考えられますので、必ず、介護支援専門員と連携の上、対応してください。                                      | 6月25日 |
| 19 | 【算定について⑦】<br>この取扱いの適用にあたって、対象サービスを複数利用(1月の間に通所、通所リハ、ショートを利用など)している場合は、それぞれの事業所が個別に利用者から同意を得て算定するということですか。 | 【稲沢市見解】<br>お見込みのとおりです。<br>なお、当該取扱いを適用することで、自費負担が過大となり、サービス利用に支障をきたすような事態を把握した場合は、介護支援専門員と介護サービス事業者で連携し、規定より少ない回数を算定するよう調整又は当該取扱いを適用しないようにするなど特段の配慮が必要です。 | 6月25日 |
| 20 | 【算定について⑧】<br>通所系サービス事業所で、この取扱いを適用するにあたって、延長加算の要件を満たす必要はありますか。   | 【稲沢市見解】<br>当該取扱いによる算定は、臨時的な対応によるものですので、算定要件(人員配置等)を満たす必要はありません。<br>なお、当該取扱いを算定する事業者を適切に把握する観点から、指定権者への届出(介護給付費算定に係る届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出)をお願いします。   | 6月25日 |
| 21 | 【算定について⑨】<br>通所系サービス事業所で、この取扱いを適用するにあたって、2区分上位で算定する日は、サービス利用日のいつに設定してもいいですか。                              | 【稲沢市見解】<br>お見込みのとおりです。<br>必ずしも事業所全体で統一する必要はなく、算定する日数が正しければ利用者ごとに算定日が異なっても差し支えありません。  | 6月25日 |
| 22 | 【算定について⑩】<br>短期入所系サービス事業所で、この取扱いを適用するにあたって、緊急短期入所受入加算の要件を満たす必要はありますか。                                     | 【稲沢市見解】<br>当該取扱いによる算定は、臨時的な対応によるものですので、算定要件を満たす必要はありません。   | 6月25日 |
| 23 | 【算定について⑪】<br>短期入所系サービス事業所で、この取扱いを適用するにあたって、緊急短期入所受入加算を算定する日は、サービス利用日のいつに設定してもいいですか。                       | 【稲沢市見解】<br>お見込みのとおりです。<br>必ずしも事業所全体で統一する必要はなく、算定する日数が正しければ利用者ごとに算定日が異なっても差し支えありません。ただし、長期利用者(ロングショート利用者)の自費利用日はサービス提供日数には含めません。                          | 6月25日 |

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)に係るQ&A集(稲沢市版)

| 番号 | 質問  | 回答  | 発出日   |
|----|---|---|-------|
| 24 | <p>【算定について⑫】<br/>短期入所系サービス事業所で、この取扱いを適用するにあたって、長期利用者(ロングショート利用者)でも同意を得ていれば算定することはできますか。</p>                             | <p>【稲沢市見解】<br/>お見込みのとおりです。<br/>なお、当該取扱いを適用することで、自費負担が過大となり、サービス利用に支障をきたすような事態を把握した場合は、介護支援専門員と介護サービス事業者で連携し、規定より少ない回数を算定するよう調整又は当該取扱いを適用しないようにするなど特段の配慮が必要です。<br/>また、長期利用者(ロングショート利用者)であって寝たきりの場合などは、「通常のサービスに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行っている様々な取り組みにより、サービスの質・量が向上したことが実感し辛く、理解を得ることが難しいと考えられますので、丁寧な説明を行っていただき、同意が得られた場合に限り算定してください。</p>      | 6月25日 |
| 25 | <p>(第13報 問1)<br/>この取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業した事業所や、利用者・職員に感染者が発生した事業所、その他の利用者数の制限や営業時間の短縮等の臨時的な営業を行っている事業所のみ適用されますか。</p> | <p>【厚生労働省回答】<br/>新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、左記事業所のみならず、<b>感染防止対策を徹底してサービスを提供</b>している全ての通所系サービス事業所・短期入所系サービス事業所を対象とすることが可能である。</p> <p>【稲沢市見解】<br/>「<b>感染防止対策を徹底してサービスを提供</b>」とは、令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」における「社会福祉施設等(通所・短期入所等のサービス)における感染防止に向けた対応について」等に基づきサービスを提供し、対応状況等を適切に記録・保管した場合を指します。</p> | 6月25日 |
| 26 | <p>(第13報 問2)<br/>この取扱いは、6月サービス提供分から適用となりますが、当該取扱いの適用の終了日については、現時点で未定ですか。</p>  | <p>【厚生労働省回答】<br/>当該取扱いの適用の終了日については、現時点では未定である。<br/>なお、当該取扱いを適用し請求する場合においても、通常の請求と同様、請求時効は2年である。</p>   | 6月25日 |

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)に係るQ&A集(稲沢市版)

| 番号 | 質問   | 回答  | 発出日   |
|----|--|---|-------|
| 27 | <p>(第13報 問3-①)</p> <p>この取扱いを適用する際の利用者への事前の同意は、サービス提供前に得る必要がありますか。</p>                    | <p><b>【厚生労働省回答】</b><br/>同意については、サービス提供前に説明を行った上で得ることが望ましいが、サービス提供前に同意を得ていない場合であっても、<b>給付費請求前まで</b>に同意を得られれば当該取扱いを適用して差し支えない。(例えば、6月のサービス提供日が、8日・29日である場合、同月の初回サービス提供日である6月8日以前に同意を得る必要はない。)</p> <p><b>【稲沢市見解】</b><br/>当該取扱いの性質上、「<b>給付費請求前まで</b>」に同意を得られなかった場合、当該取扱いを適用するために意図して請求を遅延する行為は適切ではありません。<br/>また、利用者にサービス費を請求した後に、遡及して適用することも認められません。</p> <p>例) 6月サービス提供分について適用対象とできない事例<br/>                     利用者に請求を行った日 : 令和2年7月3日<br/>                     利用者から同意を得た日 : 令和2年7月5日<br/>                     国保連の給付費請求日 : 令和2年7月7日<br/>                     ※ 上記事例の場合、同意前に利用者へ請求を行っているため、給付費請求前であっても適用対象とすべきではない。</p> | 6月25日 |
| 28 | <p>(第13報 問3-②)</p> <p>この取扱いを適用する際の利用者への事前の同意は、介護報酬の算定を行う事業所あるいは居宅介護支援事業のいずれが行うべきですか。</p> | <p><b>【厚生労働省回答】</b><br/>当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所、居宅介護支援事業所のいずれにより同意取得を行っても差し支えなく、柔軟に対応されたい。なお、当該取扱いを適用した場合でも区分支給限度額は変わらないことから、利用者への説明にあたっては、当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所と居宅介護支援事業所とが連携の上、他サービスの給付状況を確認しておくこと。</p> <p><b>【稲沢市見解】</b><br/><b>当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所が、当該事業所の責任において行ってください。</b><br/>※ 当該取扱いは、介護サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から認められたものです。よって、その同意取得にあたっては、「<b>事業所における具体的な感染防止対策</b>」の内容を説明し、当該取扱いによる介護報酬をなぜ算定しなければならないのかを利用者に理解・納得していただく必要があります。</p>   | 6月25日 |

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)に係るQ&A集(稲沢市版)

| 番号 | 質問   | 回答  | 発出日   |
|----|--|---|-------|
| 29 | <p>(第13報 問3-③)</p> <p>この取扱いを適用する際の利用者への事前の同意は、書面(署名捺印)により行う必要がありますか。</p> | <p><b>【厚生労働省回答】</b><br/>必ずしも書面(署名捺印)による同意確認を得る必要はなく、保険者の判断により柔軟に取り扱われたいが、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録すること。</p> <p><b>【稲沢市見解】</b><br/>利用者保護の観点並びに利用者と事業所間でのトラブルを未然に防止する観点から、原則として、同意は書面(署名又は記名押印)により行ってください。<br/>なお、厚生労働省回答に従って、書面以外の方法で同意を得た場合は、「説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名」を遺漏なく記録・保管してください。</p> | 6月25日 |
| 30 | <p>(第13報 問3)</p> <p>この取扱いを適用する場合、居宅サービス計画の見直しをいつ行えばいいですか。</p>            | <p><b>【厚生労働省回答】</b><br/>当該取扱いを適用する場合には、居宅サービス計画(標準様式第6表、第7表等)に係るサービス内容やサービスコード等の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。</p> <p><b>【稲沢市見解】</b><br/>サービス提供回数等との整合性については、実績において整合性が図られていれば問題なく、必ずしも予定の段階で整合性を図る必要はありません。</p>  | 6月25日 |